

平成 21 年 6 月 23 日現在

研究種目： 若手研究 (B)
 研究期間： 2006 2008
 課題番号： 18730512
 研究課題名 (和文) 戦後オーストリアにおける教育実践に関する総合的研究
 研究課題名 (英文) The study of education in Austria after world war
 研究代表者
 伊藤実歩子 (ITO MIHOKO)
 甲南女子大学・人間科学部・講師
 研究者番号： 30411836

研究成果の概要：

本研究では、戦後のオーストリアの教育実践史を明らかにするために、戦間期オーストリアの学校改革の影響を視点を考察した。それにより、1920年代の労作教育理論が戦後においても継承されていることを指摘した。また、現代のオーストリアの教育の動向も本研究では取り扱った。結果、PISAによって判明した学力低下に対する同国の教育政策を、1920年代から戦後にいたるまでの教育観の大きな転換点だと位置づけた。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	800,000	0	800,000
2007年度	600,000	0	600,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,000,000	180,000	2,180,000

研究分野：教育学

科研費の分科・細目：教育方法学

キーワード：オーストリア、労作教育、教育スタンダード、学力テスト、教育改革

1. 研究開始当初の背景

これまで、申請者は戦間期オーストリアの労作教育論の研究(「戦間期オーストリアにおける教育改革に関する総合的研究」特別研究員奨励費 04J00489)を行ってきた。

それにより、労作教育論が戦後のオーストリアの教育改革にも重要な理論的、実践的な役割を果たしてきたということが次第に明らかになってきた。これまでは歴史研究としてオーストリアの教育を考察してきたが、以上のことから、現在のことを視野に広げた研

究の必要性があると考えた。

このような研究上の経緯に加えて、本研究の申請時は、PISA結果の公表により、ドイツやオーストリアおよび日本においても学力低下論が起こり、それへの教育政策的対応が国民的課題や関心になっていた。以上ことから、戦後から現代にかけてのオーストリアの教育実践史を明らかにする研究が必要であると考えた。

2. 研究の目的

オーストリアの戦後の教育を、労作教育という視点から読み解くことで、1920年代から現代に至る同国の教育実践史を明らかにする。

次に、現代の同国の教育政策の動向の検討として、日本の学力低下論争や OECD の PISA 調査の結果などを視点にして調査・分析を行う。

これにより、本研究を、日本ではドイツの教育研究の陰にあったオーストリアの教育史を、とりわけその教育方法及び実践誌に焦点をあて、戦間期から現代につなぐものとして位置づけることを目的とした。

3. 研究の方法

毎年のウィーンを中心とした現地調査、資料収集を行った。現地調査としては、ウィーン大学教育学研究科の研究者およびウィーン教育委員会の教育スタンダード担当者へのインタビューである。資料収集は、ウィーン大学中央図書館、同教育学研究科図書館、歴史学研究科図書館、教育省内図書館で行った。

4. 研究成果

本研究の成果としては、まず、以下の題目による博士論文を提出したことがあげられる。

「戦間期オーストリアの学校改革 労作教育の理論と実践」京都大学学位請求論文（2008年11月 博士号（教育学）取得）

この博士論文は、申請者が1.のところですでにあげたように、大学院修士課程時代から継続し、また特別研究員奨励費の助成を受けた研究の総合的な成果であるが、本論文の第6章「戦間期オーストリアの評価改革 第2次世界大戦後に継承された記述式評価」および第7章「オーストリアにおける学校改革の『伝統』 Bildungsschule に焦点をあてて」および終章に、本科研費の助成を受けて行った研究の成果が反映されている。

また既に発表済みのほかの章においても、博士論文をまとめる際の加筆修正した内容の一部に本科研費で調査した成果が含まれている。

第6章「戦間期オーストリアの評価改革 第2次世界大戦後に継承された記述式評価」では、戦間期の学校改革において取り組まれた、労作教育による教育実践の改革の

一環であった評価改革を取り上げた。

ここでは、現在でも注目されている「自己評価」が労作共同体の取り組みとともに実践されていたこと、およびこの評価改革の取り組みがオーストリアの評価観の転換を促したものと認められた。さらに、この評価改革が、戦後においても、その方法の先進性が認識されることで、評価の方法及び日本の指導要録にあたるものの形式が継承されたことを指摘した。

第7章「オーストリアにおける学校改革の『伝統』 Bildungsschule に焦点をあてて」では、第6章で明らかにした評価改革だけでなく、1920年代の労作教育を理論としたカリキュラム改革が、ほぼ同じ形で継承されている事実に注目し、この継承の内実を検討した。

その中で、労作教育論が、Bildungsschule という、労作教育と労作共同体教育が統合された理念として、戦後、敗戦と国家再建を課題としたオーストリアの教育改革のキーワードとなったことを明らかにした。

なお、本章の内容は、「戦後オーストリアの教育実践に関する一考察」（2008年10月11日日本教育方法学会（於：愛知教育大学）下記学会発表の）で自由研究発表として行った。

本研究は、オーストリアの戦後の教育改革を見ることを第一の目的としたものであったが、労作教育という視点からこの目的を検討したことによって、申請者が継続して行ってきた1920年代の同国の教育実践史の特徴というものも、同時に再検討したものとなったと考えている。

本研究の第二の目的として挙げた、オーストリアの現在の学力向上政策の検討については、下記学会発表の「オーストリアにおけるPISAショックとその後」教育目標・評価学会（2007年12月1日）第18回大会（於：大阪経済大学）課題研究1「学校教育において能力をどう語るか PISA以後」および「PISAショック以後のオーストリアにおける学力向上政策」（2008年7月6日日本カリキュラム学会自由研究発表第19回大会（於：鳴門教育大学））として行った。なお、本内容は、現在、投稿論文として審査中である。

オーストリアの教育実践は、上述したように、一貫して労作教育に基づいて行われてきた。それがオーストリアの教育の「伝統」であると上記の博士論文でも指摘をした。

しかしながら、現在にいたっては、その「伝統」が一気に転換しようとする過渡期にあるとらえられる。日本でも大きな問題となった、OECDによるPISA調査のランキングは、OECD加盟国の平均以下であったドイツお

よびオーストリアにとって、まさに PISA ショックであった。その対策としてとられた学力向上政策の一つ、教育スタンダードの導入に本研究では着目した。

教育スタンダードは、定められた学年までに定められた教科の定められたスタンダードに到達しなければならないというものである。そしてその到達度は、スタンダードテストと呼ばれるものによって計測される。

これまで、労作教育のような教育の過程を重視してきた「伝統」を持つドイツやオーストリアにとって、これは教育の大転換といえる出来事である。この「伝統」は、裏を返せば、日々の教育実践において「テスト」がないということでもある。テスト文化になじまない教育を行ってきたために、ドイツやオーストリアは日本以上に PISA のランキングにショックを受けたのである。

本研究では、オーストリアの教育スタンダードの紹介にとどまらず、その導入による実践例なども挙げた。さらに、教育スタンダード導入に批判的な論および同国の教育文化の視点からもこの政策についての批判的検討を行った。

ドイツの PISA ショックを紹介することに中心が置かれていた比較教育学研究とは一線を画し、教育方法的視点から、教育目標論や学力論としての教育スタンダードおよびその具体的実践を批判的に検討したことが、この内容の研究の特徴であると考えている。

なお、本研究のこのテーマは、「ドイツ語圏の学力向上政策に関する総合的研究」(若手研究(B)21730652)において継続して研究する予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 3 件)

「オーストリアにおける PISA ショックとその後」教育目標・評価学会(2007年12月1日) 第18回大会(於:大阪経済大学)課題研究1「学校教育において能力をどう語るか PISA 以後」

「PISA ショック以後のオーストリアにおける学力向上政策」(2008年7月6日日本カリキュラム学会自由研究発表第19回大会(於:鳴門教育大学))

「戦後オーストリアの教育実践に関する一考察」(2008年10月11日日本教育方法学会(於:愛知教育大学))

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕
出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕
なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

伊藤 実歩子 (ITO MIHOKO)
甲南女子大学・人間科学部・講師
30411846

(2)研究分担者

(3)連携研究者